

島根県建設副産物処理要領

平成16年4月

平成19年4月 一部改定

令和元年6月 一部改定

令和3年5月 一部改定

令和5年1月 一部改定

令和6年4月 一部改定

令和7年10月 一部改定

島根県総務部

島根県農林水産部

島根県土木部

目 次

1. 目的
2. 用語の定義
3. 適用範囲
4. 発注者の責務と役割
5. 工事全体の手順
6. 設計段階におけるリサイクルの検討
7. 建設副産物の利用（再資源化）の促進
8. 再生資材等の利用の促進
9. 建設発生土の処理
10. 建設廃棄物の処理
11. 設計図書における条件明示と特記仕様書
12. 積算上の取扱い
13. 施工計画における取扱い
14. 施 行

島根県建設副産物処理要領

1. 目的

この要領は、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）、の制定及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「ラージリサイクル法」という。）、の改正に加え平成14年5月30日より「建設リサイクル法」が完全施行されたこと等を踏まえ、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を、発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、建設廃棄物の発生の抑制、循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）の促進、適正処理の徹底及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

用語の定義は別表1による。

3. 適用範囲

総務部、農林水産部及び土木部が発注する公共工事の内、建設副産物が発生又は建設副産物を再生資材として活用する建設工事に適用する。

4. 発注者の責務と役割

発注者は、下記により、施工者との適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。
また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。
- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、(3)の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。
- (6) 建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理

の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めること。

(7) 発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めること。

(8) 産業廃棄物である建設汚泥の処理については、原則として排出事業者である元請業者の責任とされているところであるが、建設汚泥についてはその再生品の需要先の確保が容易でないことから、発注者が主体となって積極的な需要先の確保に努めること。

特に、工事間利用を行う場合には、再生利用の手続き等を円滑に進めるため、排出側工事の発注者が発注前段階から積極的に、県環境部局に事前相談を行うよう努めること。

(9) リサイクル原則化ルール（「公共建設工事におけるリサイクル原則化ルールの策定について」平成 18 年 6 月 12 日付け国官技第 47 号、国官総第 130 号、国営計第 37 号、国総事第 20 号）や建設リサイクルガイドライン（「建設リサイクル推進に係る実施事項について」平成 14 年 5 月 30 日付け国官技第 41 号、国官総第 123 号、国営計第 25 号、国総事第 20 号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成 18 年 6 月 12 日付け国官技第 46 号、国官総第 128 号、国営計第 36 号、国総事第 19 号）の趣旨を踏まえた対応を行うこととする。

5. 工事全体の手順

(1) 工事手順

建設リサイクル法対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事については、⑤の事前通知は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

①事前調査の実施

元請業者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。

②分別解体等の計画の作成

元請業者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。

③発注者への説明

元請業者は、発注者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

④発注及び契約

発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

⑤事前の通知

発注者は、工事着手前に、分別解体等の計画等について、県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に通知する。

⑥下請負人への告知

元請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して通知された事項を告げる。

⑦下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

⑧施工計画の作成

元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。

⑨工事着手前に講じる措置の実施

施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等の措置を講じる。

⑩工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。

- 一 建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。
- 二 建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。
- 三 新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

⑪再資源化等の実施

元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

⑫発注者への完了報告

元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

(2) 事前調査の実施

発注者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、元請業者に以下の調査を実施させなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、元請業者に以下の調査の実施に努めるよう指導しなければならない。

- ①工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査。
- ②分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査。
- ③工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」

という。)に関する調査。

④残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査。

⑤吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査。

⑥その他対象建築物等に関する調査

（３）元請業者による分別解体等の計画の作成

発注者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、請負業者に以下により計画書を作成させ、説明させなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、請負業者に以下により計画書作成及び説明に努めるよう指導しなければならない。

①計画の作成

対象建設工事においては、元請負者に、５（２）の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成させる。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われ、適切な分別解体等の計画を作成させるよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成１４年国土交通省令第１７号。以下「分別解体等省令」という。）第２条第２項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載する必要がある。

○建築物に係る解体工事である場合

１）事前調査の結果

２）工事着手前に実施する措置の内容

３）工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由

４）対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分

５）その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

○建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合

１）事前調査の結果

２）工事着手前に実施する措置の内容

３）工事の工程ごとの作業内容

４）工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分

５）その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

○建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合

一 解体工事においては、

１）工事の種類

- 2) 事前調査の結果
- 3) 工事着手前に実施する措置の内容
- 4) 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 5) 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分
- 6) その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

二 新築工事等においては、

- 1) 工事の種類
- 2) 事前調査の結果
- 3) 工事着手前に実施する措置の内容
- 4) 工事の工程ごとの作業内容
- 5) 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分
- 6) その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

②発注者への説明

発注者は、対象建設工事においては、元請業者に少なくとも以下の事項について、記載した書面により説明を求める。

また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう指導する。

- 1) 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 2) 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 3) 工事着手の時期及び工程の概要
- 4) 分別解体等の計画
- 5) 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

③発注者による指導

発注者は、建設リサイクルガイドラインの趣旨に対応した計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

(4) 工事の発注及び契約

①発注者による条件明示等

発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。

なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。

②契約書面の記載事項

対象建設工事の請負契約の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 1) 分別解体等の方法
- 2) 解体工事に要する費用
- 3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 4) 再資源化等に要する費用

なお、対象建設工事以外の工事においても、請負契約の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

また、上記の1) から4) の事項についても、書面に記載する。

③解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

発注者は、元請業者が解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をするよう指導しなければならない。

(5) 工事着手前に行うべき事項

①発注者による通知等

対象建設工事の発注者は、工事に着手するまでに、分別解体等の計画等について、所定の通知書（様式－4）により県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市町村長に通知しなければならない。

②受注者からその下請負人への告知

発注者は、対象建設工事の施工者が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市町村長に対して通知された事項を告げるよう指導しなければならない。

③元請業者による施工計画の作成

発注者は元請業者に、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成するよう指導しなければならない。

元請業者には、施工計画の作成に当たって、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画（ラージリサイクル法第10条関係省令第8条第1項及び同法第18条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合）、建設廃棄物処理計画を作成させなければならない。なお、再生資源利用促進計画を作成している場合は、建設廃棄物処理計画書を兼ねることができる。

(6) 工事現場の管理体制等

発注者は、対象建設工事の施工に先立ち、請負業者に下記管理体制等をとるよう指導し、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

①建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定められた基準に適合する者（以下「主任技術者等」という。）を置かなければならない。

②解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以

下「解体工事業者登録省令」という。)で定められた基準に適合するもの(以下「技術管理者」という。)を置かなければならない。

③標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

④帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

(7) 工事完了後に行うべき事項

①完了報告

発注者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、元請業者が建設副産物情報交換システム(COBRIS)へ以下の事項を正しく入力しているか確認し、不備があれば修正指示を行うこと。また、システム入力により再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう指導しなければならない。

- 1) 再資源化等が完了した年月日
- 2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 3) 再資源化等に要した費用

また、対象資材以外についても、再資源化等の実施状況を建設副産物情報交換システム(COBRIS)へ入力し、記録の作成と保存に努めるよう指導しなければならない。

②記録の保管

発注者は、元請業者に、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握させるとともに、それらの記録を1年間保管するよう指導しなければならない。

6. 設計段階におけるリサイクルの検討

(1) リサイクル計画書の作成

発注者は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うために、建設事業の設計段階において、工事における建設副産物の発生、減量化、再資源化等を把握しなければならない。

検討は予備設計、概略設計、詳細設計時に行うものとし、リサイクル計画書(様式-5、様式-6)を作成する。

なお、業務委託により設計を行う場合は、業務の受注者にリサイクル計画書を作成させるものとする。

(2) 建設発生土の検討

土工を伴う設計においては、切盛土量の均衡に努めなければならない。それでも残土量が多くなる場合は、工事区域又は隣接地に埋土地を設計する等、現場外へ搬出しない

よう努めなければならない。

その上で、現場外への搬出が必要となった場合は、設計段階から工事間利用等の有効利用について調整を図ること。

また、工事間利用の調整が整わない場合でも、発注見通しの公表までに搬出先を決定するよう努めること。

7. 建設副産物の利用（再資源化）の促進

発注者は、指定副産物及び建設汚泥の利用を促進するため以下のとおり当該工事現場における分別及び破碎、改良による再生利用並びに再資源化施設の活用に努めることとする。

なお下記の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に当該工事現場における分別及び破碎、改良による再生利用並びに再資源化施設の活用に努めることとする。また、再資源化施設の活用に際しては十分な処理能力を有し、かつ所要の品質が確保される施設を活用することとする。

（1）コンクリート塊及び建設発生木材、建設汚泥の現場内での再生利用

①現場内でコンクリート塊の再生利用を行うためには、予想発生量、利用先、予想使用量、中間処理の方法、発生資源の種類、仮置ヤード、騒音・振動・粉じん対策等について再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の作成等により十分な計画を立てる必要がある。

一 仮置ヤードは現場の状況に応じ確保すること。

二 破碎装置等の決定については、コンクリート塊等の有用性を高め他人に有償売却できる性状に破碎できる機械設備（移動式クラッシュマシン等）を選定するとともに、製造効率向上のため、松杭等の不純物を事前に除去するシステムを導入すること。

三 騒音・振動・粉じん対策として、現場周辺の状況および風向き等を確認した上で、防音壁、仮囲等の設置を行うこと。

②現場内で建設発生木材（伐採木・根株等）の再生利用を行うためには、予想発生量、利用先、予想使用量、中間処理の方法、発生資源の種類、仮置ヤード、騒音・振動対策等について再生資源利用促進計画書等の作成等により十分な計画を立てる必要がある。

なお、森林内で建設工事に伴い発生する伐採木、根株及び末木枝葉を下記のとおり自然還元利用等することは、「自ら利用」に該当するものであり廃棄物として規制する必要のないこととされている。

また、根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引されているものとして利用する場合も廃棄物に該当しないこととされており、下記に留意の上できるだけ有効利用を図る必要がある。

一 自然還元利用とは、根株等が雨水等により下流へ流出するおそれがないように、安定した状態になるようにして自然還元利用する場合（必要に応じて、柵工や筋工等を適宜設置）。

二 建設資材としての利用とは、小規模な土留めとしての利用、水路工における浸食防止としての利用並びにチップ化することによる法面植生基盤材、マルチング及び作業歩道の舗装材として利用する場合。

三 根株等が含まれたままのはぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合。

四 製材用材、ほだ木、薪炭用材、パルプ用材として利用する場合。

③建設汚泥は、現場内での再生利用を第一に努め、現場内での利用処理が困難なものについては当該現場外での再生利用が図られるよう努めること。そのためには、建設廃棄物処理計画書等の作成により十分な計画を立てるとともに、「自ら利用」や「再生利用指定制度」を積極的に活用するものとし、下記に留意すること。

一 建設汚泥を再生利用する場合は、環境基本法に基づく土壤環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しなければならない。

二 建設汚泥処理土の品質確認にあたっては、利用用途ごとに設計図書で規定された要求品質区分への適合等を確認すること。

三 「自ら利用」を行う際は、県環境部局の届出等の手続きは不要であるが、より適正な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用途等を記載した建設汚泥再生利用計画書を作成させるとともに、その実施状況を記録させること。これらの書類は、排出側工事・利用側工事双方の発注者から確認を受けるとともに、適正処理を確認する観点から都道府県等環境部局からの求めがあればこれを提出すること。

四 「自ら利用」、「再生利用指定制度」を活用した場合には、マニフェストが不要とされているが、中間処理や収集運搬を他者に委託する場合には最終的な搬出先、運搬量等を記載した建設汚泥リサイクル伝票を元請業者に作成させ、発注者にこれを提示させること。

五 発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを建設汚泥再資源化等実績書を元請業者に作成させ、元請業者と中間処理・収集運搬を委託した業者との契約書の写しと併せて発注者に提出させること。

(2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

①建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

②コンクリート塊の工事現場からの搬出については、原則として工事現場から直線で半径20kmの範囲内の施設に搬出する。

③アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、原則として工事現場から直線で半径40kmの範囲内の施設に搬出する。なお、搬出にあたっては、再生加熱アスファルト混合物としてリサイクルを推進するため、原則として再生アスファルト合材プラント、又は再生アスファルト骨材を製造して再生アスファルト合材プラントへ継続的に出荷している再資源化施設を優先する。

④特記仕様書において、受入れ場所、受入れ時間帯、受入れ費用、受入れ条件等を施工条件明示する。

(3) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

①建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の一及び二の条件を共に満たす場合は再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができる。

- 一 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
 - 二 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
- ②特記仕様書において、受入れ場所、受入れ時間帯、受入れ費用、受入れ条件等を施工条件明示する。

(4) 建設汚泥の工事現場からの搬出

- ①建設工事に伴い発生した汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の一から三のいずれかの方法とする。
- 一 建設汚泥処理土として再生利用するため、他の建設工事現場に搬出する。(搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が必要な場合に限る)
 - 二 搬出元の建設工事や他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用するため、再資源化施設に搬出する。
 - 三 製品化する(建設汚泥処理土以外の形で再生利用する)ため、再資源化施設に搬出する。

ただし、一、三において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、二において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減(脱水等)を行った上で最終処分することができる。なお、一、二においては、建設副産物対策連絡協議会で調整済みの場合は、その調整結果を優先する。

(5) 建設発生土の工事現場からの搬出

- ①工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として50kmの範囲内の他の建設工事(民間建設工事を含む)へ搬出する。
- ②建設副産物対策連絡協議会で調整済みの場合は、その調整結果を優先する。
- ③他の建設工事との受入れ時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

8. 再生資材等の利用の促進

発注者は、以下のとおり当該工事現場における再生資材等の利用の促進に努めることとする。

(1) 再生砕石等の利用

工事現場から半径20kmの範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生資材を利用する。

また、再生砕石等の用途は次のとおりとする。

①再生クラッシャーラン(RC-40、30、20)

土木構造物の裏込材及び基礎材、仮道の路盤材料、道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料、建築物の基礎材

②再生コンクリート砂(RS)

遮断層、工作物の埋戻し材料及び基礎材、軟弱地盤等の置換材等

③再生粒度調整碎石

その他舗装の上層路盤材料

④再生セメント安定処理路盤材料

道路舗装及びその他舗装の路盤材料

⑤再生石灰安定処理路盤材料

道路舗装及びその他舗装の路盤材料

注1) 「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。

注2) 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

(2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から半径40km及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

また、再生加熱アスファルト混合物の用途は次のとおりとする。

①再生密粒度アスファルトコンクリート(13mm・20mm)

車道、歩道、側道、支道、仮道等の表層用材料

②再生粗粒度アスファルトコンクリート(20mm)

基層用材料

③再生改質アスファルトコンクリート(20mm)

車道、側道等の表層用材料

④再生アスファルト安定処理

アスファルト安定処理工で行う上層路盤材料

(3) 再生木材の利用

再生木材を利用した工法を選択できる場合、工事目的物に要求される品質等を考慮のうえ、原則として、再生木材を利用する。ただし、建設発生木材は極力現場内で再利用し建設副産物としての搬出抑制に努めること。

再生木材の主な用途は次のとおり。

①植生基盤材料

法面保護の基盤材料

②マルチング材料

公園、法面、歩道、中央分離帯などの雑草抑制材料

③舗装材料

歩道の表層用材料

④木製構造物

木柵、暗渠用などの材料

⑤木質ボード

パーティクルボードやファイバーボードなど建築用材料

⑥調湿用材料

床下用の調湿木炭

(4) 建設発生土および建設汚泥処理土等の利用

①工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥処理土を搬出する他の建設工事（民間建設工事を含む）もしくは改良土、建設汚泥処理土を製造する再資源化施設やストックヤードがある場合、受入時期、土質、関連法令で必要な許可等を確認し、それらを適切に考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土等を利用する。

また、建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

②建設汚泥処理土は工事間の利用促進を図るため、建設発生土と同様に利用側工事の確保に努めるとともに、利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入にあたっての品質およびその確認方法、時期等の条件について速やかに協議・調整を行い、調整が完了した旨を建設汚泥の工事間利用に関する確認書（様式－7）を取り交わすこと。

(5) 適用基準

適用基準は次のとおりとする。

①島根県公共工事共通仕様書

②公共建築工事共通仕様書

③舗装再生便覧（日本道路協会）

④建設発生土利用技術マニュアル（土木研究センター）

⑤コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）

（平成6年4月11日付け建設省技調発第88号）

⑥発生土利用基準

（平成18年8月10日付け国土交通省国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

⑦建設汚泥処理土利用技術基準

（平成18年6月12日付け国土交通省国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号）

(6) 再生砕石等、再生加熱アスファルト混合物の確保が出来ない場合の取扱い

再生砕石等、再生加熱アスファルト混合物の利用にあたって元請業者は、再資源化施設側と供給状況等について調整を行うものとし、品質及び供給の確保が出来ない場合は以下により新材により施工できることとする。

一 供給の確保ができない場合とは、再生材使用時において、8.(1)または(2)に規定する範囲内の再資源化施設に再生資材が無い場合、または在庫があっても別途工事での利用が確定している場合等をいう。

二 元請業者は、供給の確保が出来ない場合には、再資源化施設1社以上からの**不在庫証明書等**を添付した協議書に、新材利用への変更理由（記載例：当該工事現場から半径〇〇kmの範囲の再資源化施設では再生材の確保ができず、範囲外からの調達では新材に比べて運搬距離が増加し、環境負荷が増大するため新材を使用した。）を記入して監督職員へ提出させる。

※不在庫証明等は、8.(1)または(2)に規定する範囲内の再資源化施設から入手することとし、この範囲内に再資源化施設が1社のみの場合は、その1社の

不在庫証明等を提出させ、この範囲外の施設の不在庫証明書等はいらない。なお、変更予定の新材の調達施設位置図を協議書に添付して提出させる。

三 監督職員は、元請業者からの提出書類の内容を確認して8.(1)または(2)に規定する範囲から再生材の供給の確保ができない場合には、新材に切り替える設計変更を行うこととし、元請業者にその旨指示するものとする。なお、新材の調達においても環境負荷の抑制に配慮することが望ましい。

(7) 災害復旧工事を施工する場合の取扱い

災害復旧工事については、緊急を要する場合に限り、本項の原則として再生資材を利用することの適用の対象外とする。

9. 建設発生土の処理

(1) 基本原則

- ①建設副産物の発生抑制及びリサイクル促進の趣旨に則り、排出抑制に努めること。
- ②①の努力にもかかわらず搬出が必要な場合は有効利用すること。
- ③②の努力にもかかわらず有効利用できない場合は適正処分すること。
- ④原則として工事コスト差により、①②③を比較しないこと。
- ⑤地域の状況を踏まえて適切に対応するため、各ブロック建設副産物対策連絡協議会（以下、「ブロック協議会」という。）における取り決めがあれば、これを優先する。
- ⑥建設発生土の処理は指定処分とし、自由処分を行ってはならない。また、処分後は、発注者が処分状況を確認すること。

(2) 排出抑制

施工にあたっては、発注計画の検討、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生抑制に努めるとともに、現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

また、土質の不良が確認された場合は、土質改良等による現場内利用に努めること。

(3) 有効利用

- ①現場外への搬出が必要となる場合には、建設発生土の土質確認を行うとともに、次のとおり工事間利用等の有効利用を徹底し、新材の利用を抑制しなければならない。

◆工事間利用

50kmの範囲内にある他の建設工事現場へ直接搬出する。

◆仮置き

一時的に仮置きし、その後他の建設工事現場で利用する。

- ②公共工事を優先する。
- ③土質改良又は他の方法等も含めて、有効利用に努めること。
- ④ブロック協議会は、土砂の需給情報の共有に努め、必要に応じて調整に協力する。

(4) 適正処分

有効利用ができない場合には、搬出先を指定して適正に処分しなければならない。この場合、次の搬出先から経済性等を考慮して決定する。

◆常設受入施設

民間の施設については、別に定める要領により登録された施設に限る。

◆発注者が指定する処分地

処分地の土地所有者の同意を得た上で、関係法令に基づく必要な手続きがなされ、建設発生土の崩壊や汚濁水流出等の公衆災害が生じないよう適切な措置を講じた場所であること。または発生土搬入までに適切な措置が実施される場所であること。具体的には「(参考様式) 発注者が指定する処分地チェックリスト」等を用いて確認する。

(5) 仕様書における明示

建設発生土を搬出又は搬入する場合、工事特記仕様書において搬出又は搬入先等の詳細を指定すること。

(6) 汚染土壌等への対応

建設工事の施工にあたり、廃棄物混じり土および汚染土壌が発生した場合は、その工事区域を所管する関係機関（保健所等）へ通報するとともに現場保全し、関係機関と協議のうえ廃棄物処理法、土壌汚染対策法の規定を遵守し適正に処分するものとする。

10. 建設廃棄物の処理

(1) 処理方法

発注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法に基づいて行なうこととし、廃棄物処理法に定められた「排出事業者処理責任の原則」により、排出事業者（元請業者）が自ら処理するか、又は必要な費用を支払って、法に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、処理するよう指導しなければならない。

また、他の工事現場で建設廃棄物を利用する場合は、上記の許可を受けた業者、または再生利用指定制度の指定を受けた業者に処理させなければならない。

(2) 保管基準

発注者は、排出事業者（元請業者）に建設廃棄物の収集運搬を行うまでの間建設廃棄物を保管させる場合には、下記の保管基準に従わさせなければならない。

①保管場所の構造等の基準

1) 囲いの構造

廃棄物の過重が直接かかる場合は囲いの構造体力上の安全性の確保（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震力等）

2) 保管場所の掲示板

一 掲示板の寸法

・ 60cm×60cm 以上

二 表示すべき事項

- ・保管の場所であること
- ・廃棄物の種類
- ・管理者の名称、連絡先（管理を担当する課係名、電話番号）
- ・最大積み上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）

3) 廃棄物の飛散、流出、地下浸透（底面を不浸透性材料）、悪臭発散防止

②保管高さの制限（屋外で容器に入れずに保管する場合）（図－４）

1) 廃棄物が囲いに接しない場合

- ・囲いの下端から勾配 5 0 % 以下

2) 廃棄物が囲いに接する場合

- ・囲いの内側 2 m までは、囲い高さより 5 0 cm 以下
- ・2 m 以上は、2 m 線から勾配 5 0 % 以下

（３）処理区分

発注者は、建設廃棄物を工事現場から搬出する場合は、指定処分とし、法に基づく許可を受けた処理施設（再資源化施設、最終処分場等）を指定する。

また、特記仕様書で廃棄物の種類、処理施設の概要等を明示する。

（４）処理の委託

発注者は、建設廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者（元請業者）に運搬と処分について、それぞれの許可業者と各々書面による委託契約を徹底させるため、排出事業者（元請業者）から委託契約書の写しを提出させなければならない。

（５）処理の確認

発注者は、建設廃棄物の流れを確認するため、建設工事完成時に排出事業者（元請業者）に廃棄物処理法で義務付けられたマニフェスト（D 票及び E 票）の写しを提出させ、適正に処理されたか確認しなければならない。

（６）処理施設の設置許可

発注者は、工事現場の近傍に処理施設がない場合、あるいは大量の建設廃棄物を処理する場合等で、他に適地を選定し処理施設を建設する場合は、事前に「産業廃棄物処理施設」として廃棄物処理法に基づく設置許可を得た上で、法に基づき適切に処分を行わなければならない。

なお、土地については、農地法に基づく農地転用の許可及び砂防法に基づく行為許可など、他法令による規制があるので、事前に十分調査すること。

（７）建設廃棄物の埋立処分基準

発注者は、廃棄物処理法に基づく建設廃棄物の埋立処分にあって、安定 5 品目は安定型処分場、そうでないものは管理型処分場へ処分し、飛散性アスベスト等特別管理産業廃棄物はそれぞれ適用される処理基準に従って処理しなければならない。

（８）現場での分別の確認

①発注者は、建設発生土に建設廃棄物が混入しないように分別されているか確認に努めなければならない。

②発注者は、建設廃棄物の受入条件及び処分方法を勘案し、建設廃棄物が分別されているか確認に努めなければならない。

1 1. 設計図書における条件明示と特記仕様書

- (1) 指定副産物及びその他の建設廃棄物（建設汚泥を再生利用する場合を除く）を処理する場合は、特記仕様書に記載する。
- (2) 建設汚泥を再生処理するため搬出する場合は、搬出先・受入工事名、処理量、品質区分、品質基準、利用用途等を特記仕様書に記載する。
- (3) 再生砕石等、再生アスファルト混合物再生資材、再生植生基盤材、改良土の使用については、使用する資材、規格、使用箇所等について特記仕様書に記載する。
- (4) 建設汚泥処理土を利用する場合は、搬入先・搬出工事名、利用量、品質区分、品質基準、利用用途等を特記仕様書に記載する。
- (5) 建設リサイクル法の対象工事となる場合は、分別解体の方法、搬出先となる再資源化施設の条件、完了報告の義務を特記仕様書に記載する。

1 2. 積算上の取扱い

- (1) 再生資材の利用
 - ①再生資材の単価は建設工事積算基準によるものとし、記載されていない再生資材の単価は見積りに基づき決定する。
 - ②再生資材の工事現場への搬入に必要な経費（積込み及び運搬費用）については、建設工事積算基準書（建築工事においては「公共建築工事積算基準」以下同じ。）に基づき計上する。
 - ③工事発注後、やむを得ない事情により新材を使用するようになった場合は設計変更を行う。
 - ④再生資材単価を見積により決定した場合で、工事現場から40kmの範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、再生資材単価（工場渡しまたは工事現場渡し）及びその他必要な経費（積込み及び運搬費用）の合計額の比較により決定する。
- (2) 建設廃棄物の処理
 - ①再資源化施設及び最終処分場の受入単価は「建設廃棄物受入単価」によるものとし、記載されていない再資源化施設及び最終処分場の受入単価は見積りに基づき決定する。
 - ②建設廃棄物の再資源化施設及び最終処分場への搬入に必要な経費（積込み及び運搬費用）については、建設工事積算基準に基づき計上する。
 - ③複数の再資源化施設及び最終処分場がある場合は、受入れ費用及びその他必要な経費（積込み及び運搬費用）の合計額の比較により決定する。
 - ④工事現場の近傍に処理施設がない場合で、他に適地を選定し処理施設を設置する場合は、積込費、運搬費のほか、施設費、補償費及び整地費を計上することができる。
 - ⑤当初明示した条件に変更が生じた場合は、変更対象とする。
- (3) 建設発生土の搬出
 - ①土質試験費、運搬費（積込みを含む、以下同じ）は、原則として排出側で負担する。

ただし、協議により受入側が負担することを妨げない。

- ②排出側工事から仮置き地への運搬費は、原則として排出側で負担し、仮置き地から受入側工事への運搬費は、原則として受入側で負担する。
- ③仮置き地において整地費、補償費、施設費等の経費が必要となる場合の費用は、排出側が負担することを基本とし、双方協議の上で決定する。
- ④発注者が指定する処分地及び常設受入施設（土地造成とみなされる場合）については、受入料は無料とする。なお、常設受入施設（土地造成とみなされる場合を除く）において受入料が発生する場合は、排出側で負担する。
- ⑤発注時に明示した条件に変更が生じた場合は、変更対象とする。

（４）建設汚泥の再生利用

- ①建設汚泥については、利用側の求める品質等を満足させるために必要な改良費用及び利用側工事現場までの運搬費用を、排出側工事が負担することを基本に排出側工事の発注者と利用側工事の発注者の間で個別に協議、決定すること。
- ②改良にかかる経費は見積等により決定する。
- ③当初明示した条件に変更が生じた場合は、変更の対象とする。

１３． 施工計画における取扱い

該当工事について、発注者は、元請業者に、再生資源利用計画書（様式－１）、再生資源利用促進計画書（様式－２）及び建設廃棄物処理計画書（様式－３）を作成させ、施工計画書に含めて提出させる。

なお、再生資源利用促進計画書を作成している場合は、建設廃棄物処理計画書を兼ねることができるものとする。

また、発注者は再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画書の実施状況を提出させ、建設副産物が適切に処理されたことを確認するとともに、記録を保存する。（なお、ラージリサイクル法では、請負業者は記録を工事の完成後１年間保存することが義務付けられている）

１４． 施 行

この要領は平成１６年４月１日から施行する。

第１回改定	平成１９年４月１日
第２回改定	令和 元年６月１日
第３回改定	令和 ３年５月１日
第４回改定	令和 ５年１月１７日
第５回改定	令和 ６年４月１日
第６回改定	令和 ７年１０月１日

別表1 用語の定義

用 語	定 義 及 び 解 説
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
指定副産物	その種類としては、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」や「工事現場外に搬出される建設発生土」などがある。 ラージリサイクル法第2条第13項で再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして業種別に定められたものをいう。建設業では、発生量が多く、再生資源の利用が現状において可能なものとして、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が指定されている。 （参考） 建設工事業業者（建設業に属する事業を行う者）は、請負契約の内容および指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況、再資源化施設の立地条件等を勘案し、再資源化施設の活用を図ること等により、建設工事等における指定副産物に係る再生資源の利用を促進するものとする。（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第3条）
建設発生土	建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む）をいい、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物には該当しない。
建設発生木材	工作物の新築、改築又は除去に伴って発生する木くずをいう。
建設汚泥	建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるものをいう。
建設汚泥処理土	建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたものをいう。
建設廃棄物	建設副産物のうち廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう）に該当するものをいう。
建設資材	土木建築に関する工事（以下「建設工事」をいう）に使用する資材をいう。
建設資材廃棄物	建設資材が廃棄物となったものをいう。 具体的には、解体工事によって生じたコンクリート塊、建設発生木材等や新築（新設）工事によって生じたコンクリート塊、木材の端材等である。土木工事に伴う伐採木や伐根等については、「資材」ではないため建設資材廃棄物には当たらない。 建設資材廃棄物のうち、建設事業者が工作物の新築、改築、除去に伴い排出するものは産業廃棄物であるが、個人が請負契約によらないで建設工事を自ら施工する場合自主施工者の場合）に排出する廃

	棄物は一般廃棄物に分類される。
分別解体等	次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
再使用	次に掲げる行為をいう。 一 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む）。 二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
再生資源	建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性があるものをいう。
再生資材	再生資源のうち再生資源化施設等で製造された資材をいう。
再生利用	建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
熱回収	建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
再資源化	次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するものをいう。 一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く）ができる状態にする行為。 二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。 なお、最終処分を前提とした破碎や、熱回収をしない焼却を前提としたチップ化は再資源化にあてはまらない。
縮減	焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
再資源化等	再資源化及び縮減をいう。
特定建設資材	建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（以下「建設リサイクル法施行令」という。）で定められた以下のものをいう。 一 コンクリート 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材 三 木材

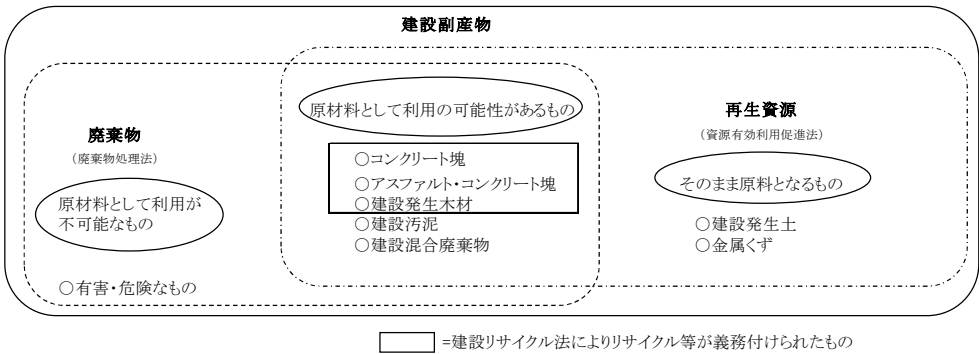
	四 アスファルト・コンクリート
特定建設資材廃棄物	特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
指定建設資材廃棄物	特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。 木材が廃棄物となったもの
対象建設工事	特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
建設副産物対策	建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
再生資源利用計画	建設資材を搬入する建設工事において、ラージリサイクル法に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
再生資源利用促進計画	ラージリサイクル法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
発注者	建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者をいう。
元請業者	発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
下請負人	建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者その他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
施工者	建設工事の施工を行う者であって、元請業者及び下請負人をいう。
建設業者	建設業法第2条第3項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。
解体工事業者	建設リサイクル法第21条第1項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む）を営む者をいう。
一般廃棄物 産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第2項、第4項及び第5項で定めるものをいう。
産業廃棄物処理業者	知事から産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業、並びに産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けて、業として行うことができるものをいう。
自ら利用	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について（昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知）の記第1の1に規定されているとおり、産業廃棄物の有用性を高め、その利用用途に応じた適正な品質を有し、他人に有償売却できる性状にしたものを占有者が使用することをいう。この占有者とは、産業廃棄物の排出事業者であり、建設工事の場合、工事の元請業者である。同一発注者の工事であっても元請業者が異なる

	る他現場（他工区）での利用は「自ら利用」には該当しない。 なお、同一元請業者が「自ら利用」する場合は、利用工事及び利用場所については廃棄物処理法上は特段の制限はない。 また、発生工事と利用工事の発注者が異なっても排出事業者と利用工事元請業者が同一であれば発注者の承諾を得て適切な品質管理を行うことにより「自ら利用」が可能である。ただし、「自ら利用」は「有償売却」に比較して「有用物」であることの客観的な証明は難しいので、その利用が産業廃棄物の不適正な処分とみなされないよう、必要に応じて事前に環境部局に協議する必要がある。
再生利用指定制度	再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることによって再生利用を容易に行えるようにするものである。 再生利用指定制度には、「個別指定」と「一般指定」がある。
個別指定	指定を受けようとする者の申請を受け、都道府県知事等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、再生利用業者を指定する。再生利用業者には、再生輸送業者と再生活用業者があり、建設工事において、元請業者の異なる他の工事から排出される建設廃棄物の再生活用を行おうとする場合は、利用しようとする元請業者が再生活用業者となり得る。
一般指定	都道府県等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行うものを一般的に指定するものをいう。
指定処分	建設副産物の処分にあたり、発注者が搬出先を指定すること。
自由処分	建設副産物の具体的な搬出先を発注者が指定せず、受注者が任意の場所に処分すること。
仮置き場	建設発生土を工事間利用するにあたり、特定の工事との工程調整や脱水等のため、一時的に建設発生土を保管する場所をいう。
ストックヤード	建設発生土を有効利用するため、不特定多数の工事からの土砂を受入れ、不特定多数の工事へ搬出するために保管する場所をいう。
常設受入施設	不特定多数の工事からの土砂を受入れる場所をいう。 一般的には、陸上において土砂を埋立て処分する場所である。
受入施設	ストックヤードと常設受入施設の総称。

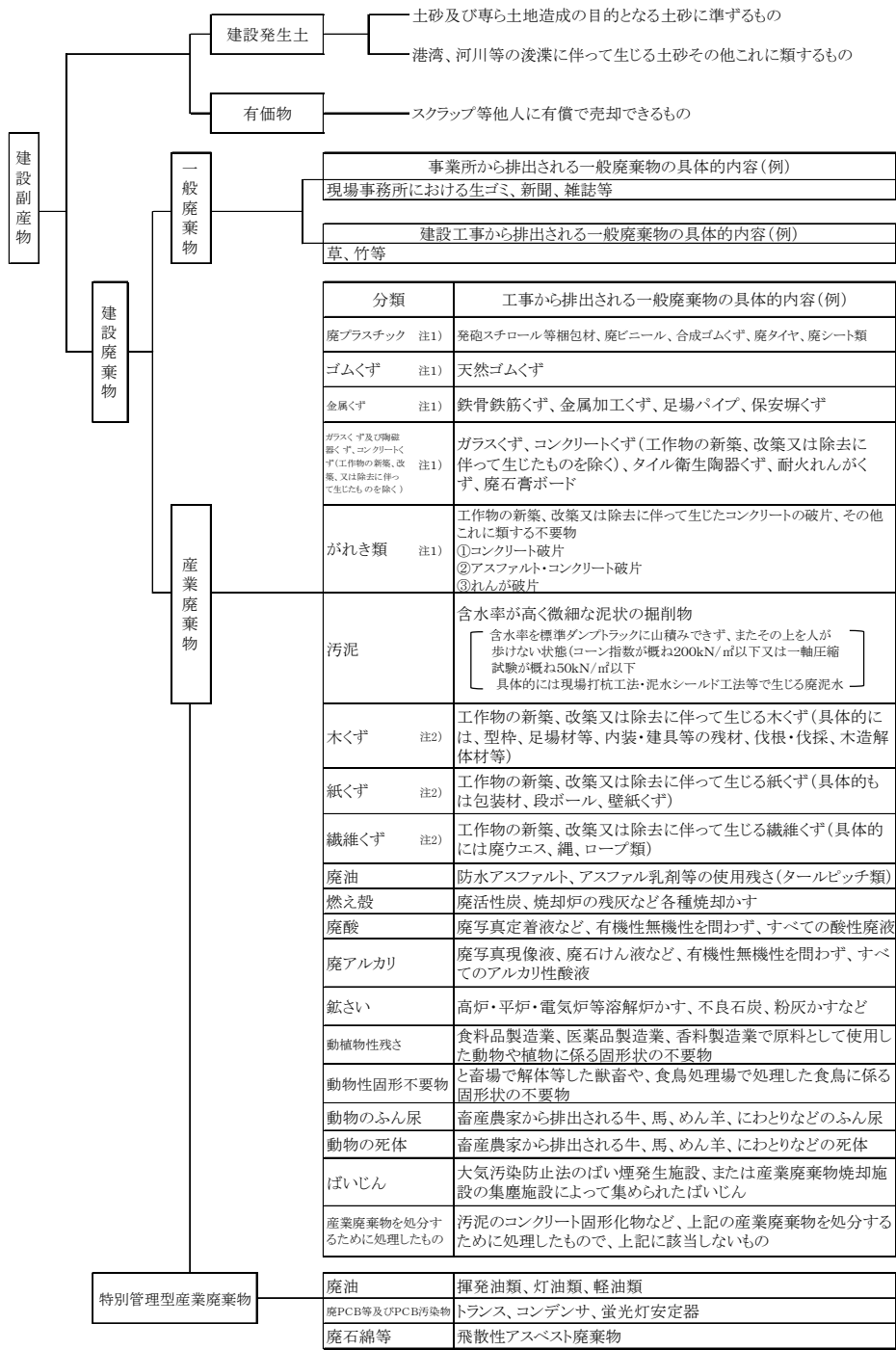
別表 2 様式一覧表

様式番号	様 式 名	参考（掲載場所等）
様式－１	再生資源利用計画書・実施書	再生資源利用〔促進〕計画様式 （国土交通省 HP）
様式－２	再生資源利用促進計画書・実施書	
様式－３	建設廃棄物処理計画書	工事共通仕様書特記事項様式集（技術管理課HP）
様式－４	通知書（建設リサイクル法）	建設リサイクル法 届出様式ダウンロード（技術管理課HP）
様式－５	リサイクル計画書（概略設計・予備設計）	業務委託特記仕様書様式（島根県職員ポータルライブラリ）
様式－６	リサイクル計画書（詳細設計）	
様式－７	建設汚泥の工事間利用に関する確認書	建設汚泥の再生利用に関する実施要領様式 1 （島根県職員ポータルライブラリ）
参考様式	発注者が指定する処分地チェックリスト	建設副産物対策（技術管理課 HP）

図一1 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



図一2 建設副産物の具体例



注1) 安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし、石膏ボード、廃ブラウン管の側面部（以上ガラスくず及び陶磁器くず）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板（以上金属くず）は除く。
注2) 建設工事に関する廃棄物のうち、工作物の新築、改築、又は除去に伴わない木くず（街路樹の剪定枝葉、ダムの流水等）、草、竹、紙くず、繊維くずは一般廃棄物になる。

図-3 最終処分場概念図

出典：「産業廃棄物処理ハンドブック」（ぎょうせい）

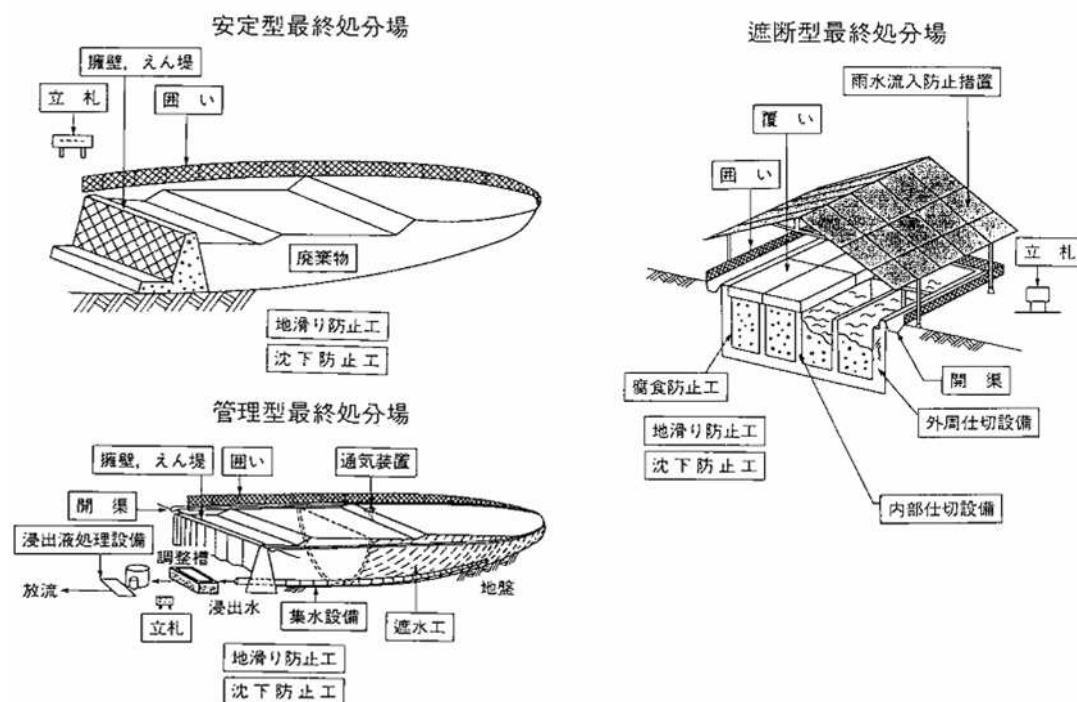


図-4 産業廃棄物保管高さの制限

